

平成 23 年 3 月 30 日策定
 平成 26 年 3 月 25 日改定
 平成 27 年 3 月 10 日改定
 平成 28 年 3 月 8 日改定
 平成 29 年 3 月 29 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 平成 31 年 3 月 20 日改定
 令和 2 年 3 月 19 日改定
 令和 3 年 3 月 25 日改定
 令和 4 年 3 月 22 日改定

静岡県資源管理指針

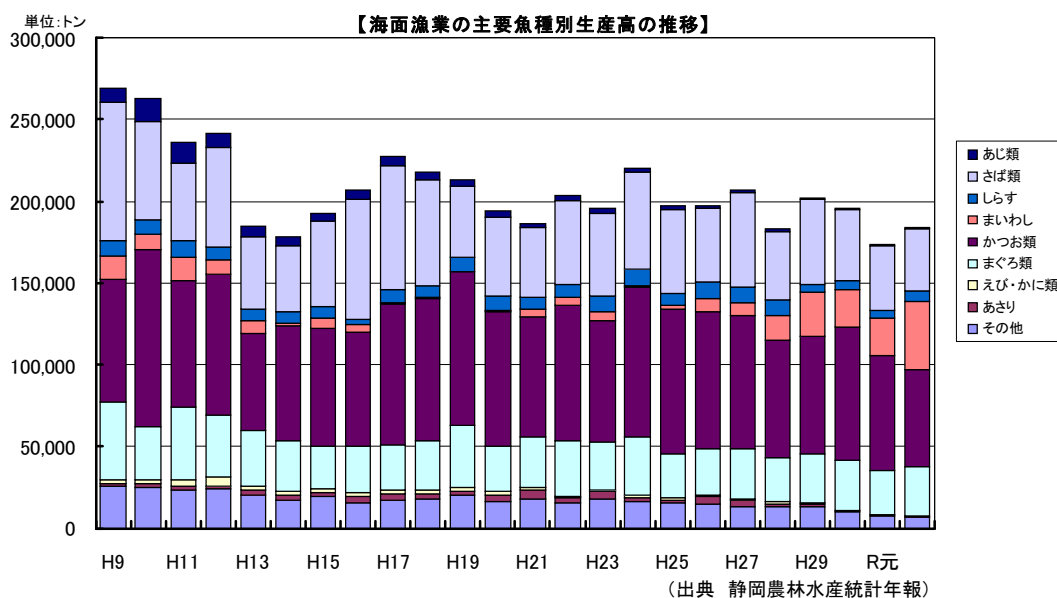
第 1 静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖などの変化に富んだ 600km あまりの沿岸海域と、沖合に黒潮が流れる海況条件を背景に、船びき網、まき網、定置網、刺網、採貝藻等、県内の各地域で特色ある多種多様な漁業が発達している。

このため、令和元年(2019年)の漁業生産量で全国第6位、漁業生産額で全国第7位、漁業センサス(2018年)における漁業就業者数で全国第11位と全国上位にある。

また、水産加工業も盛んで、焼津・静岡におけるかつお・まぐろ缶詰、焼津のかつお節類、沼津のあじの開き、駿河湾から遠州灘におけるしらす干し等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。



2 資源管理の実態

近年の我が国周辺水域の資源状況を見ると、令和2(2020)年度の我が国周辺水域の資源評価結果(MSYベース以外)によれば、資源の水準と動向を評価した45魚種73系群については、資源水準が高位にあるものが18系群(25%)、中位にあるものが17系群(23%)、低位にあるものが38系群(52%)と評価されている。本県海域においても、減少傾向にある海洋生物資源が多く見られる。

今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、本県水域における海洋生物資源の維持・回復に努めていくことが必要である。

このため、県としては従来から、漁業の管理、沿岸漁場整備開発法の下で静岡県栽培漁業基本計画に基づき栽培漁業を推進するとともに、資源管理型漁業推進総合対策事業の下で策定された、「静岡県マダイ資源管理計画(平成7年9月1日から実施)」、「静岡県キンメダイ資源管理計画(平成7年9月1日から実施)」、「静岡県トラフグ資源管理計画(平成12年10月1日から実施)」及び「静岡県ヒラメ資源管理計画(平成13年9月1日から実施)」に基づく資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところである。

さらに平成9年からはTAC制度の下で、マサバ及びゴマサバ(以下「さば類」という。)等を対象とした漁獲量管理を、また、平成14年からは資源回復計画制度の下で策定された、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種資源回復計画(平成14年8月13日公表)」、「マサバ太平洋系群資源回復計画(平成15年10月23日公表)」、及び「太平洋南部キンメダイ資源回復計画(平成19年3月29日公表)」に基づき、トラフグの種苗放流、マサバの親魚保護及びキンメダイの小型魚放流、漁具漁法の制限等の資源管理に取り組んできたところである。

3 資源管理の方向性

海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国及び関係都県との連携の下、静岡県水産・海洋技術研究所を中心とした調査体制の充実強化により詳細かつ科学的なデータの把握に努めるとともに、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的管理措置の徹底とTAC管理や資源回復計画に基づく取組を促進することにより、水産資源の維持・回復の推進に努めることとする。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制(漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。)を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、平成14年3月に閣議決定された当時の水産基本計画に基づく取組が開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行した

ものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源の動向及び管理の方向

各魚種、漁業種類ごとに、資源の維持、増大に向けた自主的努力が行われていることも踏まえながら、以下の措置に取り組む。

【魚種別資源管理】

1 さば類

(1) 資源の状況

本県で漁獲されるマサバとゴマサバは太平洋に分布する太平洋系群で、令和4年1月に改正された我が国の海洋生物資源の資源管理指針（平成23年3月29日公表。以下「国の指針」という。）において次のとおり記載されている。

ア マサバ

平成16年、平成25年に豊度の高い加入があり、過去5年間（平成27年～令和元年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される。

イ ゴマサバ

過去5年間（平成27年～令和元年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

(2) 資源管理目標

さば類は漁獲可能量制度対象魚種であるため、国の指針に即し、マサバは引き続き資源を維持若しくは増大することを基本方向として管理を行い、ゴマサバは資源を中位水準以上に維持することを基本方向として管理を行う。

(3) 漁獲の状況

さば類を漁獲している主な漁業種類は、さばすくい、棒受網、中型まき網及び小型まき網（以下「まき網」という。）、及び定置網であり、近年の漁獲状況は次のとおりである。

なお、さば類の漁獲量が近年低下していることについては、海況の影響で良好な漁場が形成されにくくなっていることに要因があり、(1)の資源の状況と必ずしも連動した結果とはなっていない。

（単位：t）

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
さば類	42,403	51,717	43,245	39,458	37,977

（出典：静岡農林水産統計年報）

(4) 資源管理措置

ア さばすくい漁業及び棒受網漁業

さば類については、近年資源量が増加傾向にあるマサバについては今後もこの傾向を維持するため、減少傾向にあるゴマサバについては資源を維持するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 操業日数制限

また、このほか、TACで定められた漁獲可能量を遵守するとともに、マサバ太平洋系群資源回復計画で取り組んできた親魚保護のための休漁等についても引き続き取り組む必要がある。

なお、同一地点に一定期間設置されている網に入網する魚を採捕する定置網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することが困難であることから、具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

また、漁船を用いて海域を移動しながら魚を網で採捕するまき網漁業は、漁法の性格上特定の魚種を選択的に漁獲しようとした場合でも混獲は避けられないことから、こちらについても同様の対応とする。

2 シラス

(1) 資源の状況

本県のシラスの漁獲量は、昭和30年代は5,000～12,000トン、昭和40～63年は昭和53、62年を除き概ね8,000～15,000トン、平成元年以降は平成16年に3,000トンと大幅な減少があった以外は概ね8,000トン以上で推移してきたが、平成29年以降5,000～6,000トン前後で推移している。

(2) 資源管理目標

現状維持を基本方向として、カタクチイワシ及びマイワシの資源評価調査に注視しながら、平成22年から令和元年までの平均CPUE（439kg／統／日、新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港）を維持するように管理する。

(3) 漁獲の状況

シラスを漁獲している漁業種類はしらす船びき網漁業（しらす・いわし船びき網漁業許可を含む）のみで、近年の漁獲状況は次のとおりである。

（単位：t）

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
シラス	8,905	5,226	5,844	4,980	6,126

（出典：静岡農林水産統計年報）

(4) 資源管理措置

ア しらす船びき網漁業

シラスについては、近年漁獲量に減少傾向が見られるため、引き続き、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 操業時間制限

また、このほか、地区ごとに定めた漁獲量（籠数）等の制限や休漁日に従い、引き続き適切な資源管理に努める必要がある。

3 スルメイカ

(1) 資源の状況

本県で漁獲されるスルメイカは東シナ海で発生する冬季発生系群で、国の指針において「資源尾数から資源水準は低位、過去5年間（平成28年～令和2年）の親魚量の推移から動向は横ばいと判断される」とされている。

(2) 資源管理目標

スルメイカは漁獲可能量制度対象魚種であるため、国の指針に即し、中期的には海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向とし、短期的には資源の回復を基本方向として管理を行う。

(3) 漁獲の状況

スルメイカを漁獲している主な漁業種類は、定置網と釣りであり、近年の漁獲状況は次のとおりである。

（単位：t）

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
スルメイカ	180	108	133	123	208

（出典：静岡農林水産統計年報）

(4) 資源管理措置

ア 釣り漁業

スルメイカについては、中期的には海洋環境条件に応じた資源水準の維持を図り、短期的には資源の回復を図るため、海区漁業調整委員会指示の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

なお、定置網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しいことから、具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別管理に従うこととする。

4 イセエビ

(1) 資源の状況

本県のイセエビは、重要な磯根資源として古くから利用されており、伊豆半島沿岸や榛南地域で多獲されている。昭和63年には60トンまでに落ち込んだが、その後増加し、近年は100トン前後で推移しており、資源水準は安定していると推察される。

(2) 資源管理目標

現状維持を基本方向として管理する。

(3) 漁獲の状況

イセエビを漁獲している漁業種類は、いせえび刺網のみで、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
イセエビ	128	112	118	109	83

(出典：静岡農林水産統計年報)

(4) 資源管理措置

ア いせえび刺網漁業

イセエビについては、近年資源水準が安定しているが、今後ともこの状況を維持するため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、体長制限、漁具制限等、地区ごとに定めた規制に従い、引き続き適切な資源管理に努める必要がある。

5 ヒラメ

(1) 資源の状況

本県のヒラメ漁獲量は昭和49年には88トンであったが、昭和63年には43トンまでに落ち込んだ。しかし、その後、種苗放流の実施により漁獲量は増加し、平成28年までは70トン前後で推移してきた。しかし、近年減少傾向にある。

(2) 資源管理目標

現状維持を基本方向として管理する。

(3) 漁獲の状況

ヒラメを漁獲している主な漁業種類は刺網、定置網、釣り及び底びき網であり、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
ヒラメ	72	55	42	34	27

(出典：静岡農林水産統計年報)

(4) 資源管理措置

ア 釣り漁業

ヒラメについては、近年漁獲量に減少傾向が見られるため、引き続き、漁業調整規則の遵守及び自主的管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

② 種苗放流

また、このほか、静岡県ヒラメ資源管理計画による小型魚放流や種苗放流直後における保護区域や保護期間の設定等についても引き続き取り組む必要がある。

なお、刺網漁業、定置網漁業及び底びき網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しいことから、具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別管理に従うこととする。

6 マダイ

(1) 資源の状況

本県の漁獲量は昭和20年頃には約400トンであったが、その後急激に減少し、一時は40トン台に落ち込んだ。しかし、50年代に入り人工種苗の放流が行われるようになると、100トンを超えるようになり、近年は50～100トン前後となっている。また、遊漁によって漁業者の漁獲量を上回る漁獲があるとも推定されており、資源水準は安定していると推察される。

(2) 資源管理目標

現状維持を基本方向として管理する。

(3) 漁獲の状況

マダイを漁獲している主な漁業種類は、船びき網、定置網、釣り、刺網及びたいごち網であり、近年の漁獲量は50～100トン前後で推移している。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
マダイ	91	103	85	91	55

(出典：静岡農林水産統計年報)

(4) 資源管理措置

ア 船びき網漁業、釣り漁業、たいごち網漁業

マダイについては、近年資源水準が安定しているが、今後ともこの状況を維持するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

② 種苗放流

また、このほか、静岡県マダイ資源管理計画による小型魚放流や種苗放流場所での操業自粛等についても引き続き取り組む必要がある。

なお、定置網漁業及び刺網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しいことから、具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別管理に従うこととする。

また、マダイについては遊漁の採捕量も多いと推定されることから、遊漁者に対しても、海面利用ルールへの遵守に加えて、漁業者が実施している資源管理措置への協力や種苗放流経費の負担等の協力を求める必要がある。

7 キンメダイ

(1) 資源の状況

キンメダイは伊豆半島近海や伊豆諸島の漁場で最も重要な魚種で、昭和54年に底立てはえ縄漁法が導入されてから漁獲量が増大し、それまで1,500トン程度であった漁獲量が昭和59年には7,000トンまでに急増し乱獲が危惧される状況になり、その後、資源管理のための調査に基づき自主的な資源管理が行われている。近年の漁獲量は減少傾向にあり、資源水準は低位で、資源動向は横ばいと判断される。

(2) 資源管理目標

資源水準が低位であるので、資源回復を基本方向として管理する。

(3) 漁獲の状況

キンメダイを漁獲している主な漁業種類は、底立てはえ縄、立縄、樽流しであり、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
キンメダイ	1,669	1,398	1,344	1,187	1,032

(静岡県漁連調べ)

(4) 資源管理措置

キンメダイについては、近年漁獲量が減少傾向にあり、資源水準も低位となったが、資源回復のためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

ア 底立てはえ縄漁業

① 休漁

イ 立縄漁業

① 休漁

ウ 樽流し漁業

① 休漁 ② 漁具制限

また、資源回復を目指した新たな資源管理方策について検討するとともに、以前取り組んできた太平洋南部キンメダイ資源回復計画や静岡県キンメダイ資源管理計画による小型魚放流や夜間操業の自粛、漁具制限等についても引き続き取り組む必要がある。

さらに、国の指針を踏まえ、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において決定された事項に重点的に取り組む必要がある。

8 サクラエビ

(1) 資源の状況

サクラエビは駿河湾以外の周辺海域でも分布が確認されているが、漁獲

の対象とされる海域は日本では駿河湾のみである。産卵期間は5～10月で、最も盛んな時期は6～8月である。主要産卵水域は富士川河口近くに位置する田子の浦沖から由比沖にかけてで、1か月程で稚エビとなり、10～12か月程度で成熟し、親エビとなり産卵する。

近年、エビの小型化による産卵期の遅れ等により資源への加入量が少ない状態が続いており、資源水準は低位、資源動向は減少であると判断される。

(2) 資源管理目標

減少しているサクラエビ資源を回復させるため、水産・海洋技術研究所の資源研究成果等を逐次導入し管理の高度化を図りながら、これまで取り組んできた資源管理方策を維持・継続する。

(3) 漁獲の状況

サクラエビを漁獲している漁業種類は、さくらえび船びき網のみで、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
サクラエビ	1,214	1,132	312	175	129

(静岡県漁連調べ)

(4) 資源管理措置

ア さくらえび船びき網漁業

サクラエビについては、近年、資源水準が低位となっているが、資源回復のためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、静岡県桜えび漁業組合の規約等による小型エビの保護（操業前の試験網で体長を確認して体長の小さい集団は漁獲しない）、組合員によるプール制操業（総水揚金の共同配分）、漁具制限（網の長さ及び目合）や、水産・海洋技術研究所との緊密な連携による資源管理等についても引き続き取り組む必要がある。

9 トラフグ

(1) 資源の状況

本県のトラフグの漁業は、昭和40年以前から遠州灘を主漁場として操業されている。漁獲量は、大漁となった平成元年、2年には90トン程度であったが、近年は10トン前後で推移している。

本県で漁獲されるトラフグは、紀伊半島東岸から駿河湾沿岸に分布する伊勢・三河湾系群に属し、資源水準は低位、資源動向は横ばいであると判断される。

(2) 資源管理目標

資源水準が低位であるので、資源を回復させることを基本方向とし、これまで取り組んできた現状の資源管理方策を維持・継続する。

(3) 漁獲の状況

トラフグを漁獲している主な漁業種類ははえ縄で、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
トラフグ	18	15	11	8	7

(静岡県漁連調べ)

(4) 資源管理措置

ア はえ縄漁業

トラフグについては、近年、資源水準が低位となっているが、資源回復のためには、漁業調整規則の遵守及び自主的措置として引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象魚種資源回復計画による近隣県との共同種苗放流等に参加するほか、静岡県トラフグ資源管理計画で取り組んできた小型魚保護等についても引き続き取り組む必要がある。

10 アワビ

(1) 資源の状況

本県のアワビの漁獲量は、昭和62年の104トン进行ピークに、平成4年以降急激に減少し、平成8年以降31～39トンと低迷、平成14年～17年は50トン前後に回復したが、近年は20トン前後で推移しており、資源水準は低位と推察される。

(2) 資源管理目標

資源水準が低位にあると推察されることから、資源回復を基本方向として管理する。

(3) 漁獲の状況

アワビを漁獲している主な漁業種類は、潜水器漁業と素潜り漁業であり、近年の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

魚種	28年	29年	30年	元年	2年
アワビ	19	26	18	19	12

(出典：静岡県農林水産統計年報)

(4) 資源管理措置

ア 潜水器漁業及び素潜り漁業

アワビについては、近年資源水準が低位であることから、資源を回復す

るため、漁業調整規則、漁業権行使規則の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、これまで実施してきている種苗放流等についても引き続き取り組む必要がある。

11 クロマグロ

(1) 資源の状況

資源の状況については、国の指針において次のとおり記載されている。

北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、平成30年の親魚資源量は約2.8万トンで、平成8年から続いた減少傾向に歯止めがかかり、平成23年以降、ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、依然として資源量は歴史的中間値（約4万トン）を下回っているとしている。過去、資源が減少した背景には、0～2歳の未成魚漁獲が増加したことなどが挙げられる。

(2) 資源管理目標

資源水準は非常に低い水準にあるとされていることから、当該資源の回復を目標とする。

(3) 漁獲の状況

クロマグロを漁獲している主な漁業種類は定置網、曳き縄等（広域漁業調整委員会指示による承認制）で、近年の漁獲状況は次のとおりである。

（単位：kg）

漁業種類	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
定置網	10,886	4,708	5,481	7,920	9,019
曳き縄	18,285	11,842	19,107	17,742	11,005
釣り	1,134	560	96	289	369
はえ縄	0	500	6,596	18,828	24,358
その他（まき網を含む）	7,254	136	98	37	1,798
計	37,559	17,746	31,378	44,816	46,549

（出典：静岡県水産・海洋局調べ）

(4) 資源管理措置

ア 曳き縄漁業、釣り漁業、はえ縄漁業（承認制）

クロマグロの資源回復のためには、漁業調整規則等の遵守及び強度資源管理として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁（強度資源管理）

② 漁業法第14条第1項に規定する静岡県資源管理方針（以下「県方針」という。）に定められたくろまぐろに関する事項の遵守（強度資源管理）

また、漁獲可能量を遵守するため、漁獲状況に応じて操業自粛等の措

置に取り組む。

なお、同一地点に一定期間設置されている網に入網する魚を採捕する定置網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することが困難であることから、具体的な資源管理措置については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

また、漁船を用いて海域を移動しながら魚を網で採捕するまき網漁業は、漁法の性格上特定の魚種を選択的に漁獲しようとした場合でも混獲は避けられないことから、こちらについても同様の対応とする。

12 その他の本県主要魚種

その他の本県主要魚種としてマアジ、マイワシ、テングサがあり、これらについても、従来どおりの資源管理に努めることにより、資源の維持安定に努める必要がある。

【漁業種類別資源管理】

1 まき網漁業

(1) 漁獲の状況

まき網漁業は、さば類、マイワシ、マアジ、クロマグロなどを主な漁獲対象としている。漁獲量は、平成4年には約43,000トンであったが、主にマイワシ資源状態の悪化により、徐々に減少した。平成14年には約9,200トンまで減少、平成17年には約22,000トンに回復したが、その後は減少傾向が続いている。

また、まき網漁業は、漁法の性格上特定の魚種を選択的に漁獲しようとした場合でも混獲を避けられないことから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

まき網漁業の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

漁業種類	28年	29年	30年	元年	2年
まき網	6,197	5,414	6,975	4,903	8,535

(出典：静岡農林水産統計年報)

(2) 資源管理措置

漁獲量は比較的安定しており、今後ともこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁（係船休漁）

なお、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

② 休漁（強度資源管理）

また、このほか、漁業法第 14 条第 1 項に規定する県方針の別紙 1 に定められた事項を遵守するとともに、マサバについては太平洋系群資源回復計画で取り組んできた親魚保護のための休漁等についても引き続き取り組む必要がある。

2 定置網漁業

(1) 漁獲の状況

定置網漁業は、さば類、マアジ、ぶり類、スルメイカ、クロマグロなどを主な漁獲対象とし、漁獲量は、平成 5～9 年には 8,000～9,000 トンであったが、平成 10 年以降減少傾向で推移している。

また、定置網漁業は、同一地点に一定期間設置されている網に入網する魚を採捕する漁業で、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

定置網漁業の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

漁業種類	28 年	29 年	30 年	元年	2 年
大型定置	4,971	4,262	4,462	3,856	4,565
小型定置	669	632	627	539	556

(出典：静岡農林水産統計年報)

(2) 資源管理措置

漁獲量は近年安定的に推移しており、今後ともこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

② 種苗放流

なお、資源水準の低下が顕著となっているクロマグロを対象として操業を行う場合、強度の資源管理に取り組む必要がある。

③ 漁業法第 14 条第 1 項に規定する県方針に定められたくろまぐろに関する事項の遵守（強度資源管理）

また、このほか、小型魚保護等の資源管理措置についても引き続き取り組む必要がある。

3 刺網漁業（いせえび刺網以外）

(1) 漁獲の状況

刺網漁業は、ヒラメ、すずき類、マダイ、その他魚類、貝類などを主な漁獲対象とし、近年の漁獲量は、150～200 トン前後となっている。

また、刺網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

刺網漁業の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

漁業種類	28年	29年	30年	元年	2年
刺網(いせえび 刺網除く)	242	274	208	168	148

(出典：静岡農林水産統計年報：刺網漁獲量とイセエビ漁獲量により算出)

(2) 資源管理措置

漁獲量は近年減少傾向にあり、資源回復を図るためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、体長制限や漁具制限等の資源管理措置についても引き続き取り組む必要がある。

4 小型機船底びき網漁業（手繰り1種）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業は、その他魚類やえび類を主な漁獲対象とし、漁獲量は、平成15年以降、200～300トン前後で推移している。

また、小型機船底びき網漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲することは困難であることから、漁業種類別に管理することが適当と考えられる。

小型機船底びき網漁業の漁獲状況は次のとおりである。

(単位：t)

漁業種類	28年	29年	30年	元年	2年
小型機船 底びき網	277	233	235	269	185

(出典：静岡農林水産統計年報)

(2) 資源管理措置

漁獲量は近年比較的安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件の遵守及び自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 休漁

また、このほか、1日当たりの操業回数制限等の資源管理措置についても引き続き取り組む必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措

置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。

- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やC P U Eの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やC P U Eの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

第4 その他

1 履行確認について

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、静岡県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については、漁獲量把握システムも併せて活用することとする。

2 その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者が現在自主的に行っている資源管理についても、引き続き実施するものとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

第5 本指針の廃止

本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定に順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。

また、県方針への位置付けが行われた魚種を対象とする資源管理計画については、速やかに資源管理協定への移行を検討する。

なお、県方針への位置付けが行われ、資源管理計画から資源管理協定への移行を完了した資源又は漁業種類については、本指針の記載内容を順次削除・整理し、県方針と整合性のとれた記述とする。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	<ul style="list-style-type: none">各漁業者作成の操業日誌等市場伝票、漁協伝票又は漁協記録簿休漁時写真
操業日数制限	<ul style="list-style-type: none">各漁業者作成の操業日誌等市場伝票、漁協伝票又は漁協記録簿
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none">漁協記録簿（最終荷受時間）市場伝票（最終荷受時間）
漁具規制	<ul style="list-style-type: none">漁具、操業設備の写真
種苗放流	<ul style="list-style-type: none">種苗放流に要した経費を負担した証拠書類
漁獲物制限 （クロマグロ小型魚の保護）	<ul style="list-style-type: none">各漁業者作成の操業日誌等市場や漁協のクロマグロ漁獲報告

注) 休漁及び操業日数制限の履行確認手段で記載されている「各漁業者作成の操業日誌」等は原則として「市場伝票」、「漁協伝票」、「漁協記録簿」又は「クロマグロ漁獲報告」と合わせて提出するものとする。